

## 千葉市路外駐車場の管理に関する協定書（平成30年度）

千葉市（以下「甲」という。）とアマノマネジメントサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、平成28年3月16日に締結した千葉市路外駐車場（千葉市栄町立体駐車場）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、平成30年度における協定を締結する。

### （協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### （指定管理料）

第2条 本施設は、利用料金収入及び自主事業による収入のみで管理運営が十分可能であると判断するため、平成30年度の指定管理料は、0円とする。

### （利益の還元方法）

第3条 第1条に定める期間において、基本協定書第66条第1項及び第2項で定める利益が生じたときは、乙は、甲の発行した納付書により、当該年度終了後60日以内に還元するものとする。

### （疑義等）

第4条 この協定の内容について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、協議のうえ対応するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社  
代表取締役 秦芳彦